



申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

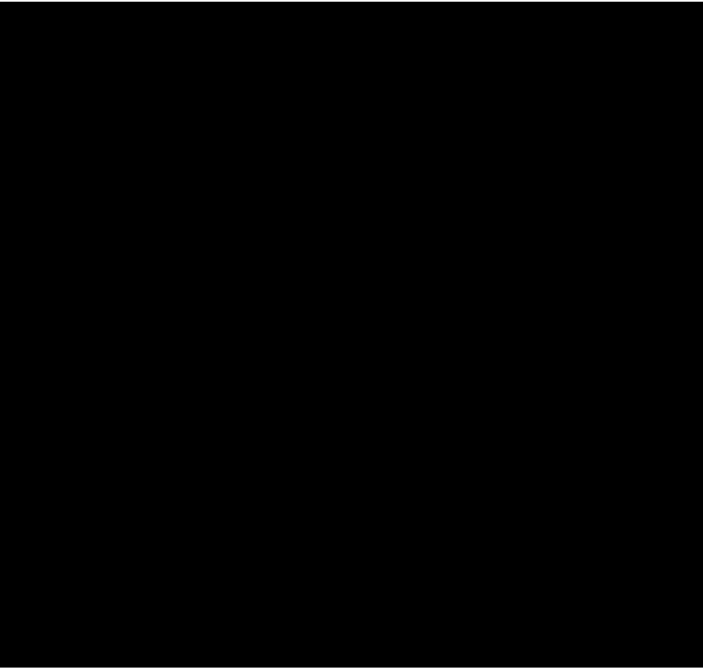
年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

団体代表者 役職・氏名

理事長 湯浅誠

分類

既存採択団体

法人番号

1011005007945

団体コード

申請団体の住所

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿16F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報					
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	居場所を通じた地域づくりの担い手を育み包摂性を高める土壌づくり事業			
	事業名（副）	分野や領域を跨いだ越境と対話による多様な主体の参加促進			
	団体名	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ		コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①~1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	④ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	ソフト面で「包摂的なまちづくり」を推進していくために、多様な居場所が多数存在し、それらが多機関と連携する地域・社会の構築が重要である。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	対話を通じて、居場所と地域の持続可能性を達成するための官民の役割分担を再検討・再構築し、分野や領域を越えた、居場所づくりを起点とした地域づくりにおける共創を生み出す仕組みづくりをめざす。
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全てのの人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	すべての人々に地域コミュニティ拠点へのアクセス、社会参加のアクセスを普遍的に保障することは、健康の社会的決定要因の改善につながる。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	190/200字
誰もとりこぼさない社会の構築をビジョンに掲げる社会創造団体である。それを、こども食堂の支援を通じて実現する。こども食堂は多くの人が「つながり」を求める日本社会において、人と人がつながりを実感できる地域づくりのために立ち上がった人々で運営されている。私たちは、こども食堂の普及と促進が、現代日本が誰もとりこぼさない社会と進化するための最重要パスと考え、こども食堂の支援を行っている。	
(2)団体の概要・活動・業務	193/200字
2018年に発足後、5年間で事業規模は250倍、2024年度で19.4億円となった。ガバナンスを追いつかすべく、2022～24年度を「整備期」と位置付け、経営企画部門の創設、中期計画・人事戦略・DX計画の策定、顧問・アドバイザー体制の創設・拡充等を行っている。事業部門は地域ネットワーク団体支援・企業や団体協働・調査研究で構成され、大小さまざまな約70件のプロジェクトが進められている。	

II.事業概要

II.事業概要		国外活動の有無		—		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期						全国		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	対象地域において、地域の居場所づくりに直接的あるいは間接的に（福祉や教育等の専門分野から）関連する活動を行っている、または行おうとしている団体・個人、それらの活動に関心を持つ地域住民					(人数)	30団体×30人（1団体平均人数）×3～5地域 2.5万人（複数の中学校区）×3.5%（運営への積極的な参加意向率※）×3～5地域 ※むすびえ2024年度『こども食堂に関する認知調査』より		
最終受益者	対象地域に暮らすすべての住民					(人数)	人口7万人（平均）×3～5地域		
事業概要	本事業は、こども食堂等の「地域の居場所づくり」を通じて、住民主体の地域活動や教育・福祉・医療・まちづくり等の既存制度に関係する団体や個人の関係性を多層的かつ立体的に編み直し、あらゆる住民に対して支援やつながりの行き届きやすい土壌を地域の中に育むことを目的とする。単に「居場所の数を増やす」ことではなく、 1）すでに地域に存在する多様な居場所（必ずしも居場所づくりを直接的な目的としていないながらも「結果としての居場所」となっている場合も含め）や専門的支援の活動の価値、そしてそれらに関わるステークホルダーの関係性を領域ごとにマッピングすることで見える化する 2）行政、社協、地域住民、企業、教育機関なども含めた、多様な主体に対して、共感に基づいた文脈形成を生み出すための対話の場を意図的に設計・実施し、関わる人々の意識変容・行動変容を引き出す 3）同じ領域内の団体・個人どうしや、分野や領域を越えた（各種専門職や既存制度コーディネーター等と住民主体の活動など）協働・連携が越境的に創出される機会をつくる これらにより、「自らが地域につながりを生み出していける」という実感を持って居場所づくりに関与する担い手を育て、多様な主体の参画を促進することで、地域事情に合わせた複合かつ複雑化する生活課題への対応力の向上を地域全体で実現する。								

567/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	914/1000字
日本では1990年代以降、バブル経済の崩壊、雇用の非正規化、家族形態の多様化、地域社会の機能低下等により、血縁・地縁・社縁といった従来の縁が機能不全となった。2000年代には高齢者の孤独死や若年層の引きこもりが社会問題化し、2010年には「無縁社会」という言葉が注目を集めた。さらに近年はヤングケアラーや8050問題、オーバードーズなど、孤独・孤立が背景にある生活課題が複雑・多様化している。 こうした問題に対し、国では「地域共生社会の実現」を掲げ、包括的な支援体制の整備を目指している。 孤独・孤立の予防には、制度的支援に加えて、日常の暮らしのなかに多様な関係性が存在すること、すなわち「つながりを育む日常の場」の存在が重要である。地域におけるセーフティネットの構築には、個別具体の課題解決と予防的なつながりの両立が求められている。地域共生社会の実現のためにも、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指して、福祉という枠にとらわれず、まちづくりや地域創生といった分野とも連携しながら、多様なアクターが関われる協働体制を築く必要がある。 また、居場所づくりの現場では、自発的・自律的な活動が基盤となることから、関わる主体の裾野をいかに広げるかが鍵となる。制度的な「コーディネート機能」が各地で整備されつつある一方で、「何かをやってみたい」という住民の意欲や内発的な動機を引き出す場や仕掛けはまだ十分とはいえない。 さらに、地域には図書館やフードコート、公園、商店街のように「居場所づくり」を目的としていないが、結果的に誰かの居場所になっている空間が多数存在する。これらに運営者自身が「誰かの居場所になっている」ことを自覚し、その価値に気づくことで、地域の担い手としての主体性が広がっていく可能性がある。 こうした社会的背景のもと、本事業では、制度内外の支援者と住民が理念や関心を持ち寄り、自由でフラットな関係性の中から対話を通じて、居場所づくりを起点とした地域づくりにおける新しい越境的関係性による分野や属性の壁を越えた協働と自律的主体性の裾野拡大を目指す。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	182/200字
孤独・孤立対策に関する重点計画が策定され、2024年には「孤独・孤立対策推進法」が施行された。自治体でも重層的支援体制整備や包括的な支援体制の構築が求められている。「制度の狭間」や「支援を求めにくい人」には対応が届きにくいという既存制度の縦割り構造に対して、「官民連携プラットフォーム」や「つながりサポーター」の普及促進を進めているが、十分な展開には至っていない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	191/200字
・地域コーディネート人材育成研究（プログラム開発と実装を含む） ・地域に求められる居場所の指標開発を地域住民参加型で行うプロジェクト ・全国のこども食堂の立ち上げと継続への助成 ・宗教施設や高齢者施設などの各業界の強みを活かした形でのこども食堂実施を促進するプロジェクト ・居場所づくりを支援・推進する自治体を施策の企画立案からサポート など、多方面から本課題にアプローチしている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
制度的支援の枠に収まらない、地域の居場所づくりへのつながりを生み出すことや参加へのハードルを下げる仕掛け・仕組みを育て、関係人口の増加と担い手の裾野拡大をめざす。これは、行政施策の拡充を待っただけでは広がらず、市場も含めた多角的なアプローチが求められる。ゆえに、民間主体で柔軟に行うことの強みを活かしながら、多様なセクターへの訴求力を高めることを求められるため、休眠預金の活用意義が大きいと言える。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から5年後に、 単なる居場所の増加ではなく、制度と日常生活、市場と地域活動、専門職と地域の人々が越境的に関わり合いながら、新たな関係性や居場所づくりを支える中間支援的な機能が多層的かつ立体的に形成されていくことで、 ・地域住民や専門職、制度内外の関係者が、居場所づくりを通じて理念や価値観を共有し、分野や領域を越えて協働する文化が地域に根づく。 ・「自分にも何かできるかもしれない」という主体的意欲を持つ地域住民が増え、関係人口として地域づくりに継続的に関与する人材が育つ。 ・制度や政策に依存せず、地域資源や関係性のなかで自律的に居場所が育まれ、孤独孤立の予防や多様な生活課題への対応力が地域全体で高まる。 これらにより、住民が、人と人のつながりを感じられる地域の居場所を複数もち、緊急対応が必要な生活課題に直面した場合でも切れ目のない支援にアクセスできるようになる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体、	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が、地域の居場所を取り巻く多様で多層的なプレイヤーどうしの関係性を、ステークホルダーマップを作成し、見える化できている。 これにより、 ・地域内で活動する団体や個人どうしが、お互いの活動内容や思いも含めて理解しやすくなる。 ・地域づくりの視座で自らの活動を捉える主体が増え、それぞれの価値観を受け入れ、共通点を見出すことで、活動の幅が広がる。			関係者の活動情報や理念・思いも含めたステークホルダーマップの作成件数/作成プロセスから完成後の公開までに、連携・協働の余地が明らかにになり、プレイヤーどうしのつながりの再編が行われた数		なし			複数領域（3以上）におけるステークホルダーマップが完成している状態/領域間をつなぐ可能性があるキーパーソン・団体が相互の関係性にポジティブな変化を感じている状態が3件以上
実行団体が、居場所づくりに関する「住民公開型」「活動者どうしの交流型」「分野横断型」などの対話の場を意図的に設計・開催し、地域づくりに対する視座に変容を促す機会を提供できている。 これにより、 ・地域づくり関わる関係者どうしで、自らの活動の価値を再認識し、エンパワされる。 ・居場所どうし・領域を超えた連携・協働が増える。 ・地域活動における活動者の思いに触れ、魅力を感じることで「自分も何かやれるかも」と思う住民が増える。 ・対話に参加した人が、対話の手法を自団体に持ち帰って、変化変容を促せるようになる。			対話の場の開催回数/参加者の数/参加者にとって満足度		分野・立場を超えた対話の機会が限られている			年3回以上/設計に応じた、参加を促したい地域の関係者のうち70%以上が参加できている/「居場所づくりと地域づくりの関係についての理解が深まった/気づき生まれた」「他分野での知見や価値観を自分の活動に活かせる」と回答した人が80%以上

実行団体が、各種専門職や既存制度コーディネーター、これから居場所づくりになる担い手等に対して、他領域の活動における価値を自分ごととして体感できるような越境の機会を創出できている状態。 これにより、 ・各種専門職や既存制度コーディネーターと居場所づくりの活動者が繋がり、それぞれがそれぞれの知見や価値観を自らの活動にいかせている。 ・地域の居場所を利用する、専門的な支援が必要な人に必要な支援がこれまで以上に届くようになる。 ・居場所づくりや関連する活動に関心を持った住民が、自らの思いで能動的に活動を始めやすくなる。		越境により生まれた、居場所づくりの活動者と専門領域をもつ関係者の連携・協働関係、具体的な活動としての変化	なし		実行団体による
実行団体が、地域の居場所づくりに、実際の活動者としてやそれらを支援する形としてなどの、参画する主体を増やしている状態 これにより、 ・「自分も何かやれるかも」と思う住民が、自らの思いに基づいて活動を始めやすくなる。 ・実際に活動に参画することができない住民が、別の形（応援や寄付など）で参画するようになる。		地域の居場所づくりに「何かやってみたい」関心と意欲を持つ人の数/地域の居場所づくりに集まる応援の質と数（資金やボランティア、場所などのリソース）	実行団体による		実行団体による

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配	100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が、方向性や実施事業内容について内部スタッフやコアに関わる外部のステークホルダーと意思一致できている。			実行団体や関係団体とのビジョンの共有度		実行団体による			実行団体による
実行団体が、当団体との月例ミーティングにおいて、なんでも気兼ねなく話せている			実行団体とむすびえの関係構築の度合い		実行団体による			100%
実行団体スタッフが重視する研修を受け、必要なスキルが高まっている。 例) ・対話のデザインにおける効果的なテーマ設定や場の設計、ファシリテーションスキル ・効果的な越境を創出するための場の設計、メンタリングなど			スキルの高まり度合い		実行団体による			実行団体による
実行団体が、他の実行団体や、異なる年に採択された実行団体等と交流するすることによって、情報交換などがより進む			交流した回数 情報交換などの進み具合		実行団体による			実行団体による
実行団体が、政府各省の関連した動向を把握し、自らの取組みをアジャストできるようになる			実行団体の適応度		実行団体による			実行団体による
政府の省庁が、実行団体や自治体の取組みを好事例として取り上げ、他自治体にも影響が波及している			取り上げられた回数 自治体のリアクション		0回			実行団体による

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体が、地域の居場所（「結果としての居場所」も含めて）に関する地域資源の情報を洗い出して整理する。	1年目	51/200字
実行団体が、地域の居場所を取り巻く関係者の、活動内容や理念・思いも含めた情報を集め、多層的にステークホルダーマップを作成する。	1年目	63/200字
実行団体が、地域の居場所に関わる人や団体の活動が魅力的に伝わるよう、情報の見える化を行う。	1～2年目	45/200字
実行団体が、関係者の意識変容（居場所づくりの価値への気づき）や行動変容（具体的なアクション）を生み出すための、複数の主体に対して参加しやすいテーマ・アジェンダ設定に基づいて対話の場を設計し、実施する。 例：住民公開型、活動者交流型、居場所づくり活動の仲間内（参加者含む場合もあり）、分野横断型、本事業のコアメンバー	1～2年目に設計、2年目から実施	157/200字
実行団体が、福祉や教育等の専門職や既存制度コーディネーターどうし、お互いの知見やネットワークを広げ深めるための勉強会を開催する。	1年目から随時	65/200字
実行団体が、居場所づくり活動がされていない地域に、出張こども食堂等の形でアウトリーチを実施する（あるいは他の活動主体とともにアウトリーチを行う）。	2年目から随時	73/200字
実行団体が、居場所づくり活動に関心を持つ、他領域の関係者が居場所づくりの活動を体験することができる機会をつくる。	1年目から随時	56/200字
実行団体が、他領域の活動における価値を自分ごととして体感できる機会をつくり、関係者の意識変容（居場所づくりの価値への気づき）や行動変容（具体的なアクション）を、具体的なアクション（活動や支援）として実現するよう支援する。	1年目から随時	110/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
当団体が、実行団体に対して、月次の定例ミーティングを行い、ときどきの課題について意見交換・アドバイスを行う。	2029年3月まで（月1回以上）	54/200字
当団体が、地域のステークホルダーとの関係構築・対話設計・ファシリテーションに関する共通理解を醸成するための研修会・勉強会の場を開催する。 例） ・専門家によるファシリテーションやリーダーシップ開発に関する研修 ・対話の深まりをまずは実行団体自らが体感するためのワークショップなど	1年目から随時	140/200字
当団体が、実行団体に対して、政府各省の動向を共有したり、実行団体同士の情報交換・意見交換の機会を作り、実行団体がより創造的に活動することを支援する。	1年目から随時（年2回以上）	74/200字
当団体が、実行団体に対し、当団体の他の休眠事業で採択している実行団体との情報交換・意見交換の機会を作り、実行団体がより創造的に活動することを支援する。	1年目から随時	75/200字
当団体が、実行団体に対して、事業の目指す方向性や事業内容を内部スタッフや外部ステークホルダーと共有できるよう支援する。	1年目から随時	59/200字
当団体が、実行団体に対して、安定的な財源を獲得し、かつ、居場所づくりを支援することの意義を広めるためのファンドレイジング戦略の策定や施策の実行を支援する。	1年目から随時	77/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	こども食堂＜地域の居場所＜民間公益活動というように、取組みをより普遍的な枠組みに関連づけることを意識する。また、ミクロな現場のエピソードとマクロな社会構想を常に往還する。こうした広報戦略の下、HPと広告、マスメディア活用を効果的に連動させこども食堂への関心層のみならず地域の居場所や「つながり」全般に関心を持つ層、さらにはNPOやソーシャルベンチャーなどの民間公益活動に関心を持つ層にも広く訴求する。	200/200字
連携・対話戦略	連携と対話は当団体の基本スタンスとなっている。ステークホルダーとの対等なパートナーとしてのスタンスを堅持し、共創の姿勢を重視する。複数の休眠事業を実施している強みを活かし、実行団体同士のピア伴走が進むようオープンでフラットな関係性の構築を目指す。 募集開始以前からの参画意欲を高めるイベント等の施策だけでなく、事業実施期間中も、広く多様な団体に対して、連携や対話が進むよう学びの場をつくっていく。	198/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	当団体は2018年の設立以降、寄付をベースとした財源基盤の整備をし、寄付収入が継続して5億円規模になった。そのため、2022年度からは政府の委託事業も受託する等財源の多様化を進めてきた。その結果、昨年度の事業規模は約19.4億円となった。当団体の事業と財源および組織の拡大は、コロナ禍でのこども食堂に対する社会的注目の高まりに拠るところが大いだが、外部環境の変化に依存することなく、内部環境も柔軟に応答させ、自律的で持続的に成長できる組織文化の醸成と各地域における資源の循環を促すための取り組みの強化を図ってきた。そのような組織のあり方や事業・財源に対する考え方が出口戦略の一つであり、こども食堂の支援を通じた誰も取りこぼさない社会をつくるための持続可能性を高める。なお、2022年度は税理士を監事に迎え、2024年度には集団的な経営体制に移行し、ガバナンス・コンプライアンス体制の強化を行ってきた。	400/400字
実行団体	こども食堂を始めとする地域の居場所には、人々の共感を喚起し、ヒト・モノ・カネの循環を高める効力がある。事業者においてはSDGsや共助資本主義、地域密着経営に対する意識の高まり、地域住民においては遺贈寄付等に対する関心の高まりが顕著に見られる。居場所に関する取組みはそうした社会貢献意識に強く訴求する力を持つ。 本事業においては、その訴求力を活かしながら居場所づくりへの関係人口の増加と地域資源の編み直しを行う。行政予算や民間からの寄付、事業収入などの財源バランスを実情に合わせて戦略的に検討し、実際のファンドレイジング施策として実行すること自体が、実行団体の持続可能性を向上させることと、地域内での居場所づくりに対する関心が高めることの両面に効果をもたらす。事業期間中から、積極的に活動の意義をメッセージとして広く訴求し、地域資源の循環を促進させていく取り組みを何度も試行錯誤することを求める。	397/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	609/800字
非資金的支援： 当団体は2018年の発足以来、こども食堂の普及促進を図る全国各地の地域ネットワーク団体の設立・運営支援（非資金的支援）に注力し、47都道府県全てで団体設立に至り、市区町村単位（あるいは複数の市区町村をまたいだ圏域単位）を対象にした団体が約200団体立ち上がっていることを確認している。当団体が呼びかけて最初の会合をセットするなどゼロから立ち上げに関与した団体も少なくない。2020年からは全国各地の団体をつないで交流と知見共有を行う会合を主催している。また、休眠事業を活用して団体の基盤強化・ノウハウ移転を行っている他、2022年からは当団体版の休眠事業とも言えるような伴走支援基金プロジェクトを、2024年度からは休眠事業の活動支援団体枠としての事業も開始し、多面的な支援施策の実行により、実行団体になりえる地域団体の育成を行い、休眠事業の要求水準と現場NPOのギャップを埋める役割を自らの任務としている。 資金支援： 2020年から開始し、2023年度は延べ1919団体のこども食堂および地域ネットワーク団体に対して総額約5億円の助成を実施した。また発足以来、企業等からの支援物資の仲介にも尽力しており、2023年度は延べ9616団体に対して、3億8千万円（売価計算）相当の支援を行なった。食料品に限らず、玩具、文房具、家電製品、住宅設備品、衛生用品など現場ニーズに基づいて、多様な物資を仲介した。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	796/800字
【調査研究】専門職等との連携が構築されている地域事例を調査する「つながり調査」や、ごきげんな地域のための居場所のあり方を住民参加型で考え、実装まで一体で進める「ごきげんな地域づくり調査研究」（ブルーマーブルジャパンと協働、3年・3000万円規模）、地域コーディネート人材の条件、養成プログラム、実装プロセスを企画立案・実行する「ごきげんな地域づくり人材育成研究」（東大寄附講座、3年・9000万円規模）を実施。これらは本事業における地域の関係性やコーディネート機能の実現に資する知見を提供。 【連携・マッチング】ひとり親食支援や見守り強化等（こども家庭庁委託）を通じ、自治体・学校・こども食堂等の連携を促進。企業等の社会貢献活動とこども食堂間の物資仲介を継続実施。当団体と、地域ネットワーク団体/近接領域で活動するNPO/企業のそれぞれの間で、出向研修・レンタル移籍等を行い、人材循環を通したノウハウ共有。 【伴走支援の実績、事業事例など】2020年以降の休眠預金事業「分野を超えた居場所の包括連携（休眠2020）」、「こども食堂をハブとした地域づくり（休眠2021）」、「居場所のトータルコーディネート（休眠2022）」、「居場所のインパクト可視化を通じた地域活性化事業（休眠2023）」で、本事業を構想するに至った、地域の居場所を取り巻くあらゆる関係者を広範囲に捉えた立体的な視座を得たとともに、伴走支援の知見やスキル要件を体系化。地域ネットワーク団体とコアなステークホルダーで半年間の準備伴走の中で理想の地域像を対話・検討し、2年半の資金的支援および非資金的支援を行う「伴走支援基金」や、地域ネットワーク団体強化への伴走支援とピアラーニングプラットフォームを通じた資源の地域内循環を促進する「活動支援団体」事業では、実行団体に至る以前からの長期的かつ包括的な伴走支援を行なっている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3~5団体	198/200字
(2)実行団体のイメージ	多様なステークホルダー（行政や企業等含む）との対話に基づいた関係性を構築できるNPO法人等 こども食堂の地域ネットワーク団体の他、社会福祉協議会も対象となる。自らが、既存制度事業やこれまで関わりの少なかった領域等についての理解と情報整理を積極的に 行うだけでなく、連携先の視点に立ったり効果的な問いを設定したりという関与が必要になる。その能力を有する、あるいは今後獲得していく意思をもつ団体を想定。	
(3)1実行団体当り助成金額	2000万円×3年間	10/200字
(4)案件発掘の工夫	全国のこども食堂地域ネットワーク団体、全国の社会福祉協議会、各種テーマ型中間支援団体とのコネクションを活用して、広く本事業の周知を行う。また、こども家庭庁（成育局）・総務省（地域力創造グループ）・厚労省（地域共生推進室）などの協力を得て、関係する自治体担当部署への情報提供を行い、そこから実行団体となりえる民間団体にも周知してもらう。	167/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	事業統括責任者：1名 三島 プログラムオフィサー：4名 〇、〇、〇、〇 プログラムオフィサー補佐：2名 〇、〇 POアドバイザー（PO伴走支援）：5名 〇（休眠2020枠PO）、〇（休眠2021枠PO）、〇（休眠2021コロナ枠PO）、〇（休眠2022枠PO）、〇（休眠2023枠PO） 経理担当者：2名 〇、外部会計事務所 評価体制：2名 当法人インパクト測定・マネジメントチーム 事業アドバイザー：〇、〇					268/300字																						
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	<table><tr><th colspan="2">人数</th><th colspan="2">内訳</th><th colspan="2">他事業との兼務</th><th colspan="2">左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">名</td><td>新規採用人数 (予定も含む)</td><td></td><td>名</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>既存PO人数</td><td>4</td><td>名</td><td>予定あり(詳細は右記のとおり)</td><td colspan="2">地域ネットワーク支援事業における他プロジェクトとの兼務（本事業が占める業務比率の想定：それぞれ約30%）</td></tr></table>					人数		内訳		他事業との兼務		左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載		4	名	新規採用人数 (予定も含む)		名				既存PO人数	4	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	地域ネットワーク支援事業における他プロジェクトとの兼務（本事業が占める業務比率の想定：それぞれ約30%）		
人数		内訳		他事業との兼務		左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																						
4	名	新規採用人数 (予定も含む)		名																								
		既存PO人数	4	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	地域ネットワーク支援事業における他プロジェクトとの兼務（本事業が占める業務比率の想定：それぞれ約30%）																						
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	主に以下により、健全な運営と持続的な成長を図っている。 ・2024年度から集団的な経営体制（理事長・理事4名を含む10名）に移行 ・顧問弁護士 西村あさひ弁護士事務所 ・団体内外のリスク管理を担当する、リスクマネジメントチームの運営 ・コンプライアンス委員会の実施 ・選考は外部委員 〇、〇 +1名調整中					195/200字																						
(4)コンソーシアム利用有無	なし																											

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	居場所を通じた地域づくりの担い手を育み包摂性を高める土壌づくり事業	
	団体名	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	

	助成金
事業費	327,790,000
実行団体への助成	300,000,000
管理的経費	27,790,000
プログラムオフィサー関連経費	25,484,000
評価関連経費	26,830,000
資金分配団体用	16,330,000
実行団体用	10,500,000
合計	380,104,000

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	4,720,000	107,690,000	107,690,000	107,690,000	327,790,000
実行団体への助成		100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000
－					
管理的経費	4,720,000	7,690,000	7,690,000	7,690,000	27,790,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,917,000	7,189,000	7,189,000	7,189,000	25,484,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,400,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	16,800,000
その他経費	1,517,000	2,389,000	2,389,000	2,389,000	8,684,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	810,000	6,300,000	9,860,000	9,860,000	26,830,000
資金分配団体用	810,000	2,800,000	6,360,000	6,360,000	16,330,000
実行団体用		3,500,000	3,500,000	3,500,000	10,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	9,447,000	121,179,000	124,739,000	124,739,000	380,104,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	7,000,000	97.9%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	1,000,000	寄付	B:内諾済	自己資金を投入
2026年度	2,000,000	寄付	B:内諾済	自己資金を投入
2027年度	2,000,000	寄付	B:内諾済	自己資金を投入
2028年度	2,000,000	寄付	B:内諾済	自己資金を投入

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ		
郵便番号	〒151-0051		
都道府県	東京都		
市区町村	渋谷区千駄ヶ谷		
番地等	5-27-5 リンクスクエア新宿16F		
電話番号	03-6778-8230		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://musubie.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/musubie2018/	
設立年月日	2018/09/10		
法人格取得年月日	2018/12/11		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ユアサマコト
	氏名	湯浅誠
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	47
常勤職員・従業員数 [人]	47
有給 [人]	47
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	45
ボランティア人数(前年度実績) [人]	7
個人正会員 [人]	38
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	2021年度

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	のべ1919団体（2023年度実績）
申請前年度の助成総額 [円]	総額516,000,000円（2023年度実績）
助成した事業の実績内容	・ こども食堂基金を通じた食支援やプログラム支援、地域ネットワーク団体支援への助成 ・ 厚生労働省ひとり親家庭等食支援事業を通じた食支援活動への助成 ・ ファミリーマート、マルエツ等企業支援による助成事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	日本財団「こども食堂をハブとした地域つながり調査・啓発事業～地域の"気になる子"を見守るネットワークをつくる～」 Yahoo基金「こども食堂の運営者のITスキル向上で運営基盤強化を図り、より多くの経済的困窮者含む子育て世代への支援を実現する活動」 ドコモ市民活動助成事業「こども食堂の「気になる子」とのエピソードを通じた見守りネットワーク形成支援事業」

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応型	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂への包括的支援事業ーこども食堂が地域の明日をひらくー
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	居場所の包括連携によるモデル地域づくり
3	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂をハブとした地域資源の循環促進事業
4	2021年度	コロナ等対応型	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（コンソ幹事団体）	こども食堂を通じた復興格差是正・防止事業-コロナ禍をよりレジリエントな地域創造のステップに-
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	地域の居場所のトータルコーディネート事業ー官民協働で暮らしの安心を創造するー
6	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	居場所のインパクト可視化を通じた地域活性化事業-居場所と地域のエコシステムの同時強化-□
7	2023年度	通常枠	活動支援団体に採択	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂ネットワーク団体基盤強化への伴走支援プログラムと持続的な「学びあいプラットフォーム」の構築支援事業
8	2024年度	通常枠	実行団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	発災時の被災者の食を支える災害対応準備事業 地域の食支援団体への事前ノウハウ移転と災害対応

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	居場所を通じた地域づくりの担い手を育み包摂性を高める土壌づくり事業
団体名:	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。 過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。			
〈注意事項〉 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。			

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第22条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第23条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第21条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第22条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第21条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第26条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第28条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款		第27条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第13条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第12条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款		第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第32条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第30条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第32条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第26条
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款		第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第28条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第35条
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程		第1条
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程		第1条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程		第5条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程		第4条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規定	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止規程	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第3条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止規程	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第1条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条、第5条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第3条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	別紙
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章